

大阪弁護士会知的財産委員会
弁護士 佐々木 崇 人



1 はじめに

「近江牛」や「阿波尾鶏」など、地域の風土や文化、風習の中で育まれた、地域ならではの特性を持つ製品の名称は、地域にとってかけがえのない宝です。品質の伴わない牛肉を「近江牛」などと呼称するなど、こうした名称へのフリーライドを許せば、地域の宝である「近江牛」への信頼が落ちてしまいます。

そこで、こうした事態を防ぎ、地域の財産である製品のブランドを守るために、2015年6月1日に施行された特定農林水産物の名称の保護に関する法律（以下「地理的表示法」といいます。）に基づき、地理的表示（GI）保護制度が設けられています。

2 地理的表示保護制度の概要

(1) 地理的表示の意義

地理的表示法は、農林水産物・飲食料品等のうち、特定の産地と品質等の特性の結びつきが確立している特定農林水産物（地理的表示法2条2項各号、1項各号）の名称である地理的表示（地理的表示法2条3項）のうち、農林水産大臣の登録を受けたものに対して、保護を与えています（地理的表示法6条）。

産地と特性の結びつきが確立しているとされるためには、原則として「概ね25年以上の生産実績」が必要とされ、大阪府内では、「泉州水なす」「富田林の海老芋」の二品が、地理的表示として登録されています。

(2) 地理的表示の登録

ア 地理的表示の登録主体

地理的表示の登録を受けることができるのは、農林水産物の生産業者を構成員とする「生産者団体」です（地理的表示法2条4項、5項）。

したがって、地理的表示を登録するためには、複数の生産者が集まって団体を組織することが第一歩となります。なお、生産者団体には、必ずしも法人格は求められませんが、適切な運営を行うための代表者や管理人の選任が必要です（地理的表示法2条5項、地理的表示法施行規則1条の2）。

「泉州水なす」については全国農業協同組合連合会が、「富田林の海老芋」については富田林市海老芋振興協議会が、それぞれ生産者団体となっています。

イ 地理的表示の登録方法

地理的表示の登録は、生産者団体が、農林水産大臣に申請書を提出することによって行われます（地理的表示法7条）。

申請書には、申請対象の農林水産物が、産地と品質等の特性が結びついた農林水産物であることを示すために、特定農林水産物の名称（地理的表示）のみならず、農林水産物の生産方法や生産地、特性に加えて、生産地と特性が結びつく理由や、結びつきが確立している理由などを記載する必要があります（地理的表示法7条1項各号）。また、生産過程における品質管理の具体的なルールを定めた「生産行程管理業務規程」などを、添付する必要があります（地理的表示法7条2項2号）。

例えば、「富田林の海老芋」の例では、特性や地域との結びつき等について、申請書に次のような記載がされています。

特性	「富田林市の海老芋」は、大阪府富田林市西板持地区を中心に栽培されている在来種から選抜、育成された里芋で、その名の由来とされる海老のような縞模様と湾曲した形状が特徴である。 湾曲部分はきめが細かくとろとろとした食感、膨らみの部分はほくほくとした食感を有し、海老に似た形状から縁起物として珍重されるとともに、高級食材として、通常の里芋より高値で取引され、京都や東京の料亭などからも重宝されている。
----	--

生産の方法	(1) 栽培方法 ア 種イモは生産地内で栽培された在来種から選抜自家採種したもの、もしくは地域内の他の協議会員から譲り受けたものを用いる。 イ 土寄せその他行程を栽培マニュアルに従って行う。 (2) 出荷基準 ア 目合わせによる曲がり有している。 イ 虫食い、著しく損傷がついたものは出荷しない。 ウ 虫食い以外で、著しい損傷のないものは加工用にすることができる。 (3) 「富田林の海老芋」の最終製品形態は、青果（さといも）である。
特性と生産地の結びつき	生産地は、(中略)水はけのよい土壌が分布している。また、(中略)、水路が発達しており、農業用水が得やすくなっている。(中略) この土壌条件と水路の発達が発達が海老芋の栽培に適している。 大阪府富田林市西板持地区を中心に栽培された在来種から選抜した種イモを用い、「土寄せ」による土の重みで上、左右から圧力をかけ、本来は丸く成長する芋の形を人為的に海老のように曲げる技術を地域で 100 年以上承継し、確立させている。
特性が確立している理由	(中略) 本市に海老芋栽培が伝わった時期は定かでないが(中略)、その栽培は明治期に遡るものと推察される。 海老芋については、昭和 30 年に編集された「市制施行 5 周年記念 富田林市史」において、里芋は第一の重要野菜と記されている(中略)。 また、同年に作成された「新市建設計画」においては、市の重要作物として海老芋が明記され、現在まで維持されている。 (中略) 令和 3 年 11 月 1 日には生産団体が意識を統一して、「富田林海老芋振興協議会」を設立し、栽培管理及び出荷管理を行っている。

農林水産大臣は、申請書に照らして、地理的表示が、産地と品質等の特性が結びついた特定農林水産物を表すか等を審査して（地理的表示法 13 条、12 条 1 項）地理的表示の登録を行い、地理的表示が表す特定農林水産物の生産地や特性、生産の方法などを、登録簿に登録します（地理的表示法 12 条 2 項）。

(3) 地理的表示保護の効果

生産者団体は、実際の産品が、登録簿の登録内容どおりの生産地や特性、生産の方法を有するかを確認し、産品の品質を保証します（地理的表示法 2 条 6 項 2 号）。

そして、原則として登録簿に登録された基準に合致する産品にのみ、地理的表示の使用や、包装等への登録標章の使用が可能となり、基準を満たさない産品への地理的表示は制限されます（地理的表示法 3 条 1 項・2 項、4 条、6 条、2 条 6 項 2 号）。

また、もし地理的表示や登録標章が、本来の品質基準を満たさない産品に不正に利用される事態が生じた場合、農林水産大臣は、その不正な表示の除去や抹消を命じることができ（地理的表示法第 5 条第 1 項）、この命令に従わない者には、拘禁刑や罰金といった刑事罰が科せられます（地理的表示法第 39 条）。

3 地理的表示保護制度のメリット

地理的表示保護制度は、地域の農林水産物を守り、地域経済全体を活性化させるために有効なツールです。特に、地理的表示には国際的な相互保護の枠組みが存在し、日本が国際約束を結んでいる外国にもその保護が及ぶことから（地理的表示法第 23 条）、農林水産物の海外への輸出を検討されている企業にとっては、現地での模倣品対策や、国際的なブランドイメージの確立に有用です。

まずは、皆様の地域の産品の「特性」と「生産地」に結びつきがあるか、そして「長年の生産実績」があるか、といった点をご確認いただくことから始めてみてはいかがでしょうか。

以上